

本件設置場所提供事業者
（特定供給事業者 約35500名）



※取引の内容※

本件設置場所提供事業者との間で、自動販売機を設置する契約を締結し、自動販売機の設置場所の提供を受けて、自動販売機により販売した清涼飲料水等の販売個数又は自動販売機の設置台数に応じて販売手数料を支払っている。

※違反行為※

本件設置場所提供事業者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに販売手数料を支払った。

【買ったたき事例①】

販売価格にかかわらず清涼飲料水1本当たりの販売手数料を税込一定額で定める場合

(例) 清涼飲料水1本当たりの販売手数料を税込20円と定め、100本販売した場合 (※)
平成26年3月以前：税込20円×100本=販売手数料2,000円 (税込)



↓
平成26年4月以後：同様に、販売手数料2,000円 (税込) を支払い

【買ったたき事例②】

自動販売機1台当たりの販売手数料を税込一定額で定める場合

(例) 自動販売機1台当たりの販売手数料を税込9,000円と定め、1台設置した場合 (※)
平成26年3月以前：税込9,000円×1台=販売手数料9,000円 (税込)



↓
平成26年4月以後：同様に、販売手数料9,000円 (税込) を支払い

※ 実際の販売手数料とは異なる。

$$\begin{aligned}
 & \text{本来支払う額} \\
 & \text{税込20円} \div 1.05 \\
 & \times 1.08 \times 100 \text{本} \\
 & = \underline{2,057 \text{円}}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{本来支払う額} \\
 & \text{税込9,000円} \div 1.05 \\
 & \times 1.08 \times 1 \text{台} \\
 & = \underline{9,257 \text{円}}
 \end{aligned}$$

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
(自動販売機による清涼飲料水等の小売業を営む事業者)
(特定事業者)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

※勧告の内容※

- 販売手数料について、平成26年4月1日に遡って速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件設置場所提供事業者を支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。



消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

参考